

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第419号)

平成17年11月4日

横情審答申第419号
平成17年11月4日

横浜市病院事業管理者

岩 崎 榮 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成16年12月22日衛市医第155号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市立市民病院での4/21の本人に係る足立医師、内藤医師の話し
合いでの事務方のメモ（医事課外来係長木村のメモ又は事務書類）」の個
人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市立市民病院での4/21の本人に係る足立医師、内藤医師の話し合いでの事務方のメモ（医事課外来係長木村のメモ又は事務書類）」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市立市民病院での4/21の本人に係る足立医師、内藤医師の話し合いでの事務方のメモ（医事課外来係長木村のメモ又は事務書類）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長が、平成16年11月17日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

なお、平成17年4月1日に横浜市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が設置されたことにより、本件異議申立てについて決定をする権限は、横浜市長から実施機関に引き継がれた。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報は存在しないため、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。平成17年2月横浜市条例第6号による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第20条第2項の規定に基づき非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市立市民病院事務分掌規則（昭和36年4月横浜市規則第34号。平成17年4月横浜市規則第66号による廃止前のもの）、横浜市係設置規程（昭和35年5月達第10号。平成17年4月達第25号による改正前のもの）及びそれに基づく係事務分担（昭和35年7月。平成17年4月1日改正前のもの）には、事務担当者の立会いが具体的に明記されていないが、本件のように退院後に受診時の経過等について患者家族から説明を求められたことについて衛生局市民病院管理部医事課（当時。現在は、病院経営局市民病院管理部医事課。以下「医事課」という。）の職員が窓口となって医師に取り次いだ場合又は医師から同席の要請があった場合などには、係事務分担に規定されている「その他外来患者に関すること」（衛生局市民病院管理部医事課外来係（当時。現在は、病院経営局市民病院管理部医事課外来係。以下「外来係」という。））、

他入院患者に関すること」（衛生局市民病院管理部医事課入院係（当時。現在は、病院経営局市民病院管理部医事課入院係。以下「入院係」という。））を運用し、医事課職員が説明の場に立ち会うこととしている。

なお、患者の診療状況により、入院係又は外来係、いずれの所管に属するかが明らかでない段階ではいずれかの係の職員が同席をする。

- (2) 平成16年4月21日、木村外来係長（以下「外来係長」という。）は、医事課外来職員を介して足立医師より、診療経過説明にあたって事務方も同席してもらいたいとの要請を受け、救急外来へ出向いた。外来係長は、説明の場に立ち会った際、個人的なメモを作成した。この際のメモには、患者家族からの質問事項とそれに対する医師の回答の要旨が記載されていた。

患者家族との面談状況については、足立医師が外来カルテに記載した。外来係長は、医師と面談できたことについてのお礼の言葉もあったので、この面談による診療経過説明の内容について、家族に納得してもらったものと認識した。そのため、外来係長は、作成した個人メモを廃棄した。「行政文書」とは、医事課職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、医事課職員が組織的に用いるものをいう。この場合、外来係長は個人的メモを、組織的に共有、保存することを行っていない。したがって、本件個人情報に記載された行政文書は存在しない。

医事課職員が診療経過の説明に立ち会った際に作成したメモは、その説明について患者や患者家族の納得を得られたと認識した場合は、廃棄するのが一般的である。また、医師の診療経過の説明について、患者や患者家族の納得を得られなかったと認識した場合は、立ち会った医事課職員が個人的メモを一定期間保存する。その後、さらに継続的な対応が必要となる場合などは、立ち会った職員がメモをもとに文書を作成している。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 異議申立てに係る処分は、次のとおり不当である。外来係長の勤務時間帯にあって、外来係長は仕事として同席したし、なぜ同席したのか理由も知りたい。
- (3) 患者家族に死亡原因と治療内容を説明してほしい。
- (4) 事務方は、逐一メモを取っていたのだから、それを簡単に破棄して不存在というの

はおかしい。

- (5) 破棄という判断に至った経過及び破棄と判断した根拠等を説明してほしい。
- (6) 平成16年4月21日の面談では治療に関する質問はしておらず、治療内容については、後日、話し合いをするつもりでいた。同月26日に、ファックス文書で治療内容についての資料を請求し、申立人が治療内容の説明に納得していないという態度を明らかにしているにもかかわらず、実施機関はメモを廃棄したと主張している。廃棄は職員の裁量によるものであると思うが、事務規定等に廃棄する基準等を規定すべきである。

5 審査会の判断

(1) 条例改正について

旧条例は、平成17年2月横浜市条例第6号により改正されたが、本件処分及び本件諮問は旧条例に基づき行われたものであるため、当審査会では、旧条例の規定により本件処分の妥当性について判断する。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、平成16年4月21日に医師から申立人等患者家族に対し、診療経過を説明した際に、同席した外来係長が作成したメモ又は事務書類である。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、平成16年4月21日に医師の説明に同席した外来係長は、質問事項と回答要旨をメモしたが、メモは患者家族の納得を得られた場合は廃棄するのが通例となっており、外来係長は本件についても医師の説明に対し患者家族の納得が得られたものと認識し、作成したメモを廃棄したと主張している。

イ それに対し、申立人は、事務方の職員は面談時に逐一メモをとっていたのだからそのメモを簡単に破棄することはおかしいと主張している。

ウ このため、当審査会では、平成17年8月5日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 一般的に、医事課職員が医師の説明に同席する際は、メモを取る場合が多いが、その後、取ったメモを基にした記録文書の作成を必要とするケースは多くなく、メモを取っても、後日、不要となる場合が多い。

(イ) 外来係長は、面談状況はカルテに記入しておくからと医師が言ったこと及び申立人が医師に説明のお礼を述べたのを見て申立人は説明に納得したと認識したことから、メモはもう不要であると考え、作成後数日の間に廃棄した。廃棄し

た日は記憶していない。

- (ウ) 医師が面談時の状況を記載したカルテは、既に申立人に開示済みである。
- (エ) 医師と申立人等との面談には、外来係長のほかに入院係長も同席し面談の要旨をメモしたが、外来係長と同様に患者家族の納得を得られたと判断し、作成後数日の間に廃棄した。廃棄した日は記憶していない。
- (オ) 入院係長は、後日、面談時の記憶を基に、面談要旨を記載した文書を作成しているが、開示請求書の記載は外来係長のメモ又は事務書類であったため、本件個人情報とは4月21日の面談時に外来係長が作成したメモ又は事務書類であると考え、入院係長が後日作成した文書は対象には当たらないと判断した。また、外来係長は、後日、面談要旨を記載した文書を作成していない。

エ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

当審査会が調査したところ、実施機関が事情聴取で述べたとおり、医師の説明に同席した入院係長が、後日作成した4月21日の面談の要旨が記載されている文書が存在していることが確認された。

しかし、開示請求書の本人開示請求に係る個人情報の欄には、「医事課外来係長木村様のメモ又は事務書類」との記載が認められるため、実施機関が本件請求の対象は外来係長のメモ又は事務書類であり、入院係長が後日作成した面談要旨を記載した文書は対象に当たらないと考えたことは、特段不自然ではないと判断した。

オ 本件個人情報の存在及び存在を推認させる事情は確認できなかったため、同席の際のメモは後に不要となって廃棄するケースが多く、本件においても、いつもどおり家族の納得が得られたものと外来係長が認識し、メモを廃棄したという実施機関の説明については、不合理とまでは言えないと判断した。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年12月22日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年1月27日 (第55回第一部会) 平成17年1月28日 (第56回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年6月17日 (第4回第三部会)	・審議
平成17年7月15日 (第6回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成17年8月5日 (第7回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年10月6日 (第11回第三部会)	・審議
平成17年10月21日 (第12回第三部会)	・審議